

外部評価報告書

2026年1月

ノートルダム清心女子大学

目次

外部評価委員会開催日	1
外部評価委員	1
本学出席者	1
外部評価委員会資料	2
ノートルダム清心女子大学 外部評価項目	2
評価内容	3
ノートルダム清心女子大学 外部評価委員会規程	7

外部評価委員会開催日

2025年9月4日(木) 13:30~16:00

於：ノートルダム清心女子大学中央棟8階第1会議室

外部評価委員(50音順)

福島 真司(委員長) 大正大学 エンロウメント・マネジメント研究所 所長
地域創生学部 教授

木村 拓也 九州大学 人間環境学研究院 教育学部門 教授

小林 浩 株式会社リクルート リクルート進学総研 所長

リクルート「カレッジマネジメント」編集長

西明寺 康典 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 常務執行役員

山本 淳司 学校法人瓜生山学園 参事

京都芸術大学大学院教育支援機構長

(所属・役職名は2025年9月4日現在)

本学出席者

津田 葵 学長

金山 勉 副学長(学長室長・国際交流センター長・産学連携センター長)

小林 謙一 副学長(学長室 IRセンター長)

中本 幸一 副学長(情報教育支援センター長)

東城 敏毅 文学部長・文学研究科長(欠席)

→日本語日本文学科長 長原しのぶ

杉山 博昭 人間生活学部長・人間生活学研究科長

陳 來幸 国際文化学部長・国際文化学科長

天野 憲樹 情報デザイン学部長・情報デザイン学科長

濱西 栄司 地域連携・SDGs 推進センター長・生涯学習センター長

和田 芳明 総務部長

吉川 隆士 広報室長(欠席)

日下 紀子 学務部長(児童臨床研究所長)

鷺江 健治 キャリアサポートセンター長

笠原 雄治 入試広報部長

菊永 茂司 法人事務局

外部評価委員会資料

- 1 2024年度 自己点検・自己評価報告書
- 2 個人自己点検・自己評価アンケート（教員用） および （職員用）
- 3 2025年度自己点検用大学基礎データ
- 4 第1期中期計画実績報告書（2019年度～2024年度）
- 5 第2期中期計画【小項目127項目】及び2025年度計画

ノートルダム清心女子大学 外部評価項目

- ① ガバナンスと評価基盤の確立
「自己点検・自己評価体制と新教育ビジョンの策定」
- ② 経営の安定化と地域教育の実績評価
「第1期中期計画の総括：学生募集の成果と地域産学連携」
- ③ 次世代女子教育の戦略的展開
「第2期中期計画の展望：国際化・DX・ブランディングの強化」
総括：今後の展望

本学では、建学の精神に基づいた教育研究活動の質を恒常的に維持・向上させ、高等教育機関としての社会的責任を果たすべく、学外の有識者による客観的な視点を取り入れた「外部評価委員会」を設置しています。2025年9月4日に開催された本委員会は、第1期中期計画（2019年度～2024年度）の最終的な実績評価を行うとともに、2025年4月に始動した新内部質保証体制下での「第2期中期計画」の指針を審議する、本学にとって極めて重要な転換点として開催されました。本報告書は、当日の約2時間半にわたる集中的な審議に基づき、各評価項目における本学の現状と、将来に向けた提言を総括するものです。

外部評価委員の皆様には、貴重なご意見とご提言を賜り、改めて深く感謝の意を表します。

2026年1月

ノートルダム清心女子大学
自己点検・自己評価委員会

【評価内容】

① ガバナンスと評価基盤の確立

「自己点検・自己評価体制と全学ビジョン」

【全体のまとめ】

「教育ビジョン2039」を核とし、内部質保証システムの再構築が進められている。第1期計画の成果を継承しつつ、認証評価受審後の指摘事項をいかに具現化し、実効性のある改善サイクル（PDCA）を「第2期中期計画」へと接続させるか、そのガバナンス体制の基盤について審議された。

【長所・特徴】

学長イニシアチブによる改革の加速：

学長より示された「国際」「情報教育」「全学的連携」の3本柱は、文系女子大学における新たなリベラル・アーツの方向性を明確化するものであり、組織の求心力を高める指針として高く評価された。

理念の共有と組織文化：

教職員アンケートにおいて、建学の精神や教育目標への理解度が極めて高く、大学の

使命に基づいた一貫性のある教育基盤が教職員間に深く浸透している点は、本学の大きな強みである。

迅速な施策展開：

AI・データサイエンス教育の全学展開や学科横断型科目の導入など、ビジョンを抽象的な概念に留めず、速やかに具体的なカリキュラムへと落とし込んでいる実行力が認められた。

【課題・問題点】

IR（基盤的調査）機能の高度化：

学生アンケートや教学データの蓄積は進んでいるが、それらを「把握」する段階から、具体的な「教育改善の意思決定」へ直結させる分析・活用体制のさらなる強化が必要である。

内部質保証の可視化：

自己点検・自己評価の推進組織と、各学部・学科の改善活動を繋ぐツリー構造が外部から見て複雑である。意思決定プロセスをより透明化し、学内外への説明可能性を高めるための整理が求められる。

② 経営の安定化と地域教育の実績評価

「第1期中期計画の総括：学生募集の成果と地域産学連携」

【全体のまとめ】

激変する18歳人口の推移に対し、定員の適正化と地域ニーズへの適合を図ることで、地方女子大学としての強固な存立基盤を築き上げた期間であったと評価された。経営の安定を背景に、質の高い教育を継続できる体制が整えられている。

【長所・特徴】

卓越した学生確保の実績：

多くの地方私立大学が定員割れに直面する中、学部全体の定員充足率0.95を確保している点は特筆に値する。これは、本学のきめ細かな少人数教育と、受験生一人ひとりに向き合う丁寧な姿勢が、高校現場や保護者からの高い信頼に繋がっている証左である。

実効性の高い地域・産学連携：

食品栄養学科等における共同研究や受託研究の実績は、教員の半数以上が関与する活

発なものであり、地域の健康維持や産業振興に直接的な寄与を果たしている。こうした実地での学びが、学生の専門性向上にも大きく貢献している。

【課題・問題点】

部局間における充足状況の二極化：

学部全体としては好調を維持しているものの、文学部等の一部学科において充足率の低下が見られる。学科独自の魅力の再構築や、現代的なキャリアニーズに合わせた改組の検討を粘り強く進める必要がある。

質的評価の言語化と発信：

中期計画の実績評価において、数値目標の達成度報告に留まらず、そのプロセスを通じて教育の質がどのように向上し、学生がどのように成長したかという定性的な成果を社会へ発信する努力がさらに期待される。

③ 次世代女子教育の戦略的展開

「第2期中期計画の展望：国際化・DX・ブランディングの強化」

【全体のまとめ】

2025年度からの新計画では、グローバル社会とデジタル社会に対応できる人材育成を加速させている。単なるスキルの習得に留まらず、女子大学としてのアイデンティティをいかに現代化し、独自の付加価値を創出するかが議論の中心となった。

【長所・特徴】

戦略的な国際化推進：

オーストラリア・ニューカッスル大学との交換留学提携など、学生の経済的・物理的負担を最小限に抑えたプログラムの開発は、地方大学における国際交流の好例として評価された。キャンパス内でのIELTS受検機会提供も、学生の海外挑戦を促す実効性の高い施策である。

DXを見据えた情報教育：

AI・データサイエンス教育を全学的に展開し、文系学生がデジタルスキルを武器に社会課題を解決できる土壌を迅速に整えている点は、今後の大きな差別化要因となり得る。

【課題・問題点】

「女性リーダー育成」のブランディング強化：

岡山県内唯一の女子大学として、女性の自立とリーダーシップ育成の拠点であることを、より具体的に発信すべきである。卒業論文の必修化を通じた論理的思考力の養成など、既存の教育成果を「リーダーシップ教育」として再定義し、外部へ訴求する工夫が求められる。

全学一丸となった推進体制：

教学面での急速な改革スピードに対し、事務部門や現場の教職員が足並みを揃えて取り組めるよう、学内コミュニケーションの質的向上を図り、ビジョンの再徹底を継続的に行うことが不可欠である。

【総括：今後の展望】

本委員会の審議を通じて、本学が過去の実績に甘んじることなく、ビジョンの下で力強い変革の一步を踏み出していることが確認された。今後は、構築した評価システムを形式的なものに留めず、IR 機能を核としたエビデンスに基づく教育改善を徹底することが求められる。また、地域課題である若年女性の流出を食い止めるべく、「女性が自立して働き、社会をリードする力」を授ける唯一無二の教育機関として、その独自の価値をより鮮明に社会へ示していくことが、次なる発展の鍵を握る。本学が培ってきたキリスト教精神に根ざした人間教育と、最新の知見を融合させることで、次世代を担う女性が羽ばたくための確かな基盤を構築していくことを期待する。

ノートルダム清心女子大学外部評価委員会規程

(目 的)

第1条 ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）は、ノートルダム清心女子大学自己点検・自己評価委員会規程に基づく自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証および評価を行い、本学の教育研究等の向上に資する提言をおこなう。

(組 織)

第3条 委員会は、委員若干名で構成される。

- 2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者の中から学長が選考し、委嘱する。
- 3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、事務部に置き、事務を担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2018年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、2021年7月1日から施行する。